

受診の際は マイナンバーカードを

マイナ受付 対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



ご利用にあたって

- 利用には、患者さんご自身で**事前の登録が必要**です。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。
 - マイナンバーカードでは各種公費負担医療制度（福祉医療、指定難病など）は**非対応**です。従来通り受給者証を各受付に提示をお願いします。
 - マイナンバーカードのカードリーダーは、**1階初診受付①番**に設置しています。
- ※ 土・日・祝日、時間外は利用できません。
※ 救急外来は利用できません。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



詳しくは [マイナポータル](#)

[マイナポータル](#)

